

1 担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)

よみがな	なかじま けん
氏 名	中嶋 健

2 事業所(法人)の概要

事業所名(法人名)	株式会社 Freedomcare
所 在 地	札幌市豊平区西岡2条10丁目2番2号
連 絡 先	011-876-8169 070-9104-2337
代 表 者 名	中嶋 健

3居宅介護支援事業所の概要

(1)事業所の所在地等

事 業 所 名	ケアプランセンターふりーだむ
所 在 地	札幌市豊平区西岡2条10丁目2番2号
連 絡 先	011-876-8169 070-9104-2337
事 業 所 番 号	(居宅介護支援) 0170516744 (介護予防支援) 0170516744
管 理 者 名	中嶋 健

(2)営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日
営 業 時 間	8:30～17:00

※但し、祝日・年末年始(12/29～1/4)は休み

(3)職員体制

従業者の職種	人 数	勤務形態	備 考
主任介護支援専門員	1名	常勤	
介護支援専門員	1名	常勤	
事 務 職 員	0名		

(4)サービスを提供する実施地域

実 施 地 域	札幌市、北広島市 ※地域以外でも希望の方はご相談下さい
---------	-----------------------------

4 事業の目的及び運営の方針

事 業 の 目 的	株式会社 Freedomcare が設置するケアプランセンターふりーだむが行う指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援の適正な運営を確保するための人員及び管理運営する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態または要支援状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
運 営 の 方 針	・事業所の介護支援専門員は利用者の心身の状態を踏まえてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行いま

	す。 ・事業の実施にあたっては利用者の心身の状態やその環境に応じて利用者の意向を尊重し、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。 ・事業の実施にあたっては利用者の意思及を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護予防事業者および第1号介護保険事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行います。 ・事業の実施にあたっては関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。 ・介護予防支援の実施にあたっては利用者の住所地の包括支援センターからインフォーマルサービスなどの地域資源について情報提供を受けた上で介護予防サービス計画を作成します。
--	---

5 居宅介護支援・介護予防支援の内容

内 容	居宅介護支援および介護予防支援では居宅で生活する利用者が介護サービスを適正に利用できるよう心身の状態、置かれている環境、利用者の希望を考慮し、居宅サービス計画書および介護予防サービス支援計画書(以下、ケアプランという)を作成するとともにサービス事業者との連絡・調整を行います。また必要に応じて介護保険施設等の紹介を行います。
-----	---

(1) 居宅介護支援・介護予防支援の具体的な内容

ア セ ス メ ン ト	原則、利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サ ー ビ ス 調 整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス等事業者へ連絡、調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプラン原案を作成します。
サービス担当者会議	介護サービス等事業者が集まり、ケアプランの内容について話し合いを行います。
モ ニ タ リ ン グ	(居宅介護支援)少なくとも月1回は利用者宅で面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの実施状況等について確認します。 (介護予防支援)少なくとも3ヶ月に1回は利用者宅で面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの実施状況等について確認します。
給 付 管 理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請にかかる援助	利用者の要介護(支援)認定の更新申請や状態変化に伴う、要介護区分変更申請が円滑に行えるよう支援する。利用者が希望する場合には要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望された時には介護保険施設等に関する情報を提供します。

(2) テレビ装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及び導入のメリット、デメリットは以下の通り。

同 意 欄	説 明 内 容
☐	利用者の状態が安定していることを前提で行います。
☐	実施にあたっては主治医およびサービス事業者等の合意を得ます。
☐	(居宅介護支援)2ヶ月に1度は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
☐	移動が不要であるためケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
☐	訪問者を自宅に迎え入れないため利用者の心理的負担が軽減されます。
☐	感染症が流行している状況でも非接触での面接が可能になります。
☐	利用者の健康状態や住環境等については画面越しでは確認が難しい場合もあるためサービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

(3) 居宅介護支援・介護予防支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーはケアプランの作成やサービスの調整を行います。下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては必要に応じて専門機関や有償ボランティア等を紹介いたします。

業務範囲外の内容	○救急車への同乗 ○入退院時の手続きや生活用品等の調達等 ○家事代行 ○直接の身体介護 ○金銭管理 ○役所等の手続き関係
----------	---

6 利用料金(居宅介護支援)

要介護または要支援の認定を受けた方は介護保険からの全額給付により利用者の自己負担発生はありません。ただし、保険料の滞納により法廷代理受領ができない場合には1ヶ月の要介護区分に応じた下記の金額を支払い、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日サービス提供証明書を保険者の窓口に提出すると全額が払い戻されます。

(1) 居宅介護支援費(Ⅰ)(地域区分:7等地 1単位:10,21円)

取り扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援費(i) ※介護支援専門員 1人あたりの利用者 45件未満	11,088円 (1,086単位)	14,406円 (1,411単位)
居宅介護支援費(ii) ※介護支援専門員 1人あたりの利用者 45人以上60件未満	5,554円 (544単位)	7,187円 (704単位)
居宅介護支援費(iii) ※介護支援専門員 1人あたりの利用者 60件以上	3,328円 (326単位)	4,308円 (422単位)

(2) 加算

加 算 名 称		料金(単位数)
介護職員等処遇改善加算		各月の居宅介護支援サービス費の総単位数に、所定の加算率(2.1%)を乗じて算出します。
初回加算		3,063円(300単位)/月
入院時情報連携加算(Ⅰ)		2,552円(250単位)/回
入院時情報連携加算(Ⅱ)		2,042円(200単位)/回
退院・退所加算 ※カンファレンス参加無	連携 1回	4,594円(450単位)/回
	連携 2回	6,126円(600単位)/回
退院・退所加算※ カンファレンス参加有	連携 1回	6,126円(600単位)/回
	連携 2回	7,657円(750単位)/回
	連携 3回	9,189円(900単位)/回
緊急時居宅カンファレンス加算		2,042円(200単位)/回
通院時情報連携加算		510円(50単位)/回
ターミナルケア マネジメント加算		4,084円(400単位)/月
特定事業所加算(Ⅰ)		5,298円(519単位)/月
特定事業所加算(Ⅱ)		4,294円(421単位)/月
特定事業所加算(Ⅲ)		3,297円(323単位)/月
特定事業所加算(A)		1,163円(114単位)/月
特別地域居宅介護支援加算		所定単位数の15%
中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域に居住する者へのサービス提供加算		3,063円(300単位)/月

(3) 減算

減 算 名 称	料金(単位数)
運営基準減算	所定単位数の50%で算定
特定事業所集中減算	1月につき200単位を減算
高齢者虐待防止未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

(4) その他

交 通 費	サービスを提供する実施地域は無料 それ以外の地域はケアマネジャーが訪問するための交通費の実費が必要です。
解 約 料	解約料はかかりません

利用料金(介護予防支援)

基本料金(要支援1・2)	4,786円(472単位)/月
初回加算	3,042円(300単位)/月

7 相談・苦情の窓口

(1)居宅介護支援・介護予防支援に関する相談、苦情等は担当するケアマネジャー又は下記までご連絡ください

相談・苦情の担当者	中嶋 健
連 絡 先	011-876-8169 / 070-9104-2337

(2) その他の相談窓口

札幌市保健福祉局 高齢福祉部介護保険課	011-211-2547 月～金 8:45～17:15
北海道国民健康保険 団体連合会	011-231-5161 月～金 9:00～17:00

8 秘密保持

ケアマネジャーは居宅介護支援および介護予防支援の提供に際し、知り得た利用者やその家族等の個人情報について正当な理由がない限り第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

個人情報の使用目的や内容については「個人情報使用同意書」に記載された範囲内で取り扱い、利用者およびその家族等の同意を得た上で、必要最小限の範囲で使用します。

9 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援および指定介護予防支援の実施により事故が発生した場合には、利用者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービスの実施にともなって事業者の責めに帰すべき事由により利用者に侵害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。但し、利用者また家族等に重大な過失がある場合にはその限りではありません。

10 医療との連携

居宅介護支援事業所と医療機関との連携がスムーズに図れるよう利用者が入院した場合には担当のケアマネジャーの氏名および連絡先を医療機関にお伝え下さいますようお願いいたします。(初回面談でお渡しした名刺をご提示下さい)。

11 公平中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者はケアプランに位置付ける介護サービス事業所について複数の事業所の紹介やその選定理由についてケアマネジャーに求めることができます。
-----------	---

12 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう虐待防止に関する措置を講じます。

- (1) 高齢者虐待防止の指針の整備
- (2) 虐待防止委員会の開催
- (3) 虐待防止に関する研修の実施
- (4) 専任単横者の配置

虐待防止に関する 担当者	中嶋 健
-----------------	------

13 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合であっても利用者が継続して居宅介護支援の提供が受けられるよう業務継続継続を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

14 感染症の予防およびまん延防止のための措置

感染症の発生およびまん延を防止できるよう下記の措置を講じます。

- (1) 感染症およびまん延防止のための指針の整備
- (2) 感染症対策委員会の開催
- (3) 感染症およびまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する 担当者	中嶋 健
------------------	------

15 身体拘束等の原則禁止

利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。身体拘束を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。